

經濟論叢

第147卷 第1・2・3号

19世紀末ドイツ電機工業における 労働能率増進策 (3)……………今久保 幸 生	1
地方財政統制手段としての地方交付税 (1)……李 昌 均	18
1930年代朝鮮内労働力移動について……………松 永 達	39
パネルデータによる効率賃金仮設の検討……………野 田 知 彦	62
鉄鋼産業における日米合弁企業の展開……………石 川 康 宏	80
学 界 動 向	
ヨーロッパ制度主義経済学の成立……………八 木 紀 一 郎	96
書 評	
田中秀夫著『スコットランド啓蒙思想史研究』 (名古屋大学出版会, 1991年)……………渡 辺 恵 一	115

平成3年1・2・3月

京 都 大 学 經 濟 學 會

《書評》

田中秀夫著『スコットランド啓蒙思想史

研究——文明社会と国制——』

（名古屋大学出版会，1991年）x+304+45 p.

渡 辺 恵 一

I

本書は、近年隆盛を極めている「スコットランド啓蒙思想」研究の分野で、「過去10年」(iii, iv)にわたって意欲的な著述活動を続けてきた著者の苦心の労作である。

「スコットランド啓蒙思想」研究は比較的新しい領域であり、なお論究すべき論点は多く残されているとはいえ、内外の研究は一つの収穫期に入ったといえよう。さまざまな関心から編集された多数の論文集を別としても、本書の「はしがき」であげられている R. B. シャーの『スコットランド啓蒙における教会と大学』（1985年）や J. ロバートソンの『スコットランド啓蒙と民兵問題』（同）といった、やや限定された視角からではあるけれども、スコットランド啓蒙の全体にある程度のベースペクティブをあたえる包括的な研究が発表されている。また、こうした状況を反映しつつ、わが国の研究も着実に前進し、すでに、篠原 久『アダム・スミスと常識哲学』（1986年）や田中正司『アダム・スミスの自然法学』（1988年）といったオリジナルな思想史研究が出版されている。だが、わが国の研究者が、スコットランド啓蒙思想の全体像に迫る単著をまとめ上げることは、必ずしも容易な作業ではない。基礎文献（原典）への徹底した沈潜と海外の研究の徹底的なフォローという地道な努力に加えて、思想史にたいする並外れたセンスといったものが要求されよう。この点に関する著者の力量はすでに衆目の一致するところであり、その意味で本書は待望久しい著者の処女作である。

さて、一言に「スコットランド啓蒙思想」研究といっても考察すべき論点は多岐におよび、近年その関心はますます拡散の方向にすらあると言ってよいであろう。それゆえ、こうした状況のもとで書物をまとめるためには、かなり明確な課題設定と対象の限定と

をおこなう必要がある。この点に関して、本書は次のように述べている。「はしがき」から著者の一文を引いておこう。「本書のひとつのモチーフはスコットランド啓蒙の文明社会論を国制問題との緊張関係で読むということである。」(ii)——ここで著者のいう「文明社会論」とは啓蒙の多くの知識人に共有されていたスコットランドの近代化を念頭においた社会発展段階論のことである。「合邦」問題を契機として成熟してきたこのスコットランド近代化の思想を、18世紀イギリス政治史の文脈のなかで把握しようとする、これが本書全体を貫流する著者の基本モチーフである。これはきわめて大胆かつ雄大なる課題の設定であり、本書の最大の特色をなすものといえる。

著者は、謙虚に、本書をひとつの「中間報告」(iii)だと位置づけている。だが、本書のサブ・タイトル——「文明社会と国制」——にみられる明確な課題設定をおこなったとしても、考察すべき対象はさながら無限の広野のごとくであり、何人といえども「中間報告」で満足せざるをえないというのが、スコットランド啓蒙研究の現状であろう。本書がもし「中間報告」であるというのであれば、それは1776年以降の分析が本書には含まれていないという点にあると思われるが、この点については後に言及することとして、まず本書の内容を紹介しよう。

II

本書は、「第I部 合邦論争と近代化への道 1707～1760年」と「第II部 啓蒙と改革 1760～1776年」の二部に分かれたれ、巻頭には、スコットランドとイングランドとの「合邦」問題を概説した「序章」が置かれている。巻末には「索引」と併せて、著者の利用した「文献目録」が付されており、読者にとって有益である。

スコットランド啓蒙の成立期を対象とする「第I部」は、フレッチャー、ハチスン、ジャコバイト問題、そしてヒュームを主題とする4章からなっており、このうち第1—3章の部分は、本書のために書き下ろされた「新稿」(iv, vi)である。また、スコットランド啓蒙のいわば絶頂期に相応する「第II部」には、限嗣封土権論争、ルソー問題、アメリカ問題を扱う3章が配置され、啓蒙の知識人が直面した当時の時論的トピックスにたいして、著者はかなり丹念な吟味を加えている。

まず「序章」では、1707年に「合邦」が成立するに至ったスコットランド側の事情

(利害)——「イングランド市場と新大陸植民地への接近」——とイングランド側の事情——ブリテン島内の安定秩序の形成——とが指摘され(1), 25条からなる「合邦」条約の内容が検討される。(4-7) だが、当時の世論を二分する論争を巻き起こした「合邦」問題は、スコットランド啓蒙思想成立の単なる前史ではない。著者も強調するように、それは啓蒙知識人の思考の枠組みを規定する歴史的契機(通奏低音)でもあった。(8)「合邦」問題を論じる「序章」が巻頭に置かれた理由もまさしくこの点にあり、また直接には、この「序章」は、第1章(フレッチャー論)への効果的な導入部としての役割をはたしている。

第1章の標題は「合邦問題とフレッチャーのヴィジョン」であるが、ここでは、「合邦」推進派と旧守的な「分離」派のいずれにも組みせぬフレッチャー独自の「連邦的統一(federal union)」案の内容が、その歴史的文脈のなかで分析される。この「合邦」論争の歴史的前提をなす1690年代の構造的不況の特徴、それにたいするフレッチャーの経済改革案(「家内奴隷制」論や土地均分制の実現)、危機の構造的な原因としてのイングランドへの「政治的従属」といった点に関しては、すでに竹本 洋、村松茂美両氏の立ち入った研究があり(本書巻末の「文献目録」参照)、この意味で、やや混沌としたフレッチャーの全容も明らかにされつつある、とあってよいであろう。だが、「合邦」論争が、なぜスコットランド啓蒙思想成立の歴史的契機として重要であるのか、さらに言えばスコットランド啓蒙の中心が「ユニオニスト啓蒙」であるにもかかわらず(8)、何ゆえ「合邦」反対派のフレッチャーが「スコットランド啓蒙の父祖」——啓蒙の源流——とよばれるのか。この点に関する著者の説明は明快で興味深い。ポーコックやロバートソンの研究に依拠しつつ、著者は言う。——「合邦」論争に際して、「合邦派は、人格的自由や議会主権のような……政治思想の法学的伝統の遺産を利用した」が、フレッチャーは「シヴィックな自由」を基礎にスコットランドの自立論を展開した。すなわち、「合邦」論争は、「政治・法・経済という現実への共和主義的アプローチと法学的アプローチ」とが「相互に対立と浸透」をとげる場を提供し、これを契機としてスコットランド啓蒙思想の基本パターンが形成されてきたと言うわけである。(50)

第2章「ハチスンにおける経済、法、政治」は、「ハチスンにおける所有と経済をめぐる議論」に焦点をあわせながら(60)、彼の主著『道徳哲学体系』(1755年)のほぼ全体におよぶ要領をえた概観をあたえている。著者によれば、本章は、「スコットランド

における経済思想の展開を、より広い思想史の系譜と文脈との関連で、ハチスン、ケイムズ、ヒュームへとたどる」(58-9)という、第4章との連携を強く意識した課題の一環をなすものであるが、この点からみると、政治論・制度論を主題とする「ジャコバイト」問題の章が両章の間に挿入されていることは、議論の流れとしていささか気になるところである。

著者は、「折衷的な思想家であった」とされるハチスンの思想構造について、およそ次のような総括をあたえている。「……ハチスンは〈真正ウィッグ〉、〈急進的ウィッグ〉としての政治思想によって共和主義的、急進的伝統をスコットランド啓蒙の苗床に移植しながら、同時に大陸自然法学とシャフツベリの〈モラル・センス〉の思想の継承と展開によって、ハチスンの死後に本格的な開化期を迎えるスコットランド啓蒙のおそらく最大の父祖となる。」(80)すなわちハチスンの道徳哲学は、ハリントンの「政治秩序」概念を基本ベースとしつつ、自然法=契約理論の領域ではプーフェンドルフに、抵抗権思想としてはロックに依拠しているとして、ハチスンに流れこむ多様な想源が剔出される。(76)

第3章は「ジャコバイト主義とその超克」と題されており、ここではケイムズとヒューム、とりわけヒュームにおけるジャコバイト批判の論拠が詳細に分析される。ジャコバイト主義とは「神授権説」にもとづき「ステュアート家の王位継承を正統とみなす」政治思想である。(91, 93) 啓蒙知識人の大勢は反ジャコバイトであったから、ある意味ではスコットランド啓蒙の成立は、名誉革命とハノーヴァー家の王位継承に異議を唱えるジャコバイト主義の思想的克服のプロセスとして把握することができよう。当初ジャコバイトにシンパシーを寄せていたケイムズは、「自然法・ウィッグ的原理」(109)からジャコバイト批判を展開したが、ヒュームは、政府にたいする服従義務は公共の利益にたいする「黙約」から生ずるとの立場から(113-20)、急進的ウィッグの社会契約説とジャコバイトの「神授権説」の両面批判を展開し、ハノーヴァー家の王位継承を擁護した。(130-1)

「第I部」を締めくくる第4章は「経済論の展開と近代社会成立史論」と題され、すでに触れた第2章の課題との連携を念頭においたタイトルが付されている。ここでの主たる分析の対象はヒュームであり、『政治論集』(1752年)における経済論——「インダストリと奢侈の相互拡大という経済の自立性」の認識——が、名誉革命体制を擁護する

ための基礎理論となっている点を明らかにすることに、著者の意図があるようである。(138) だが、ヒューム経済論への言及はきわめて簡単であり、モンテスキュー、ヴォルテール、ボリングブルックとの批判・継承関係を論じる第二節以後の展開は、——興味深い考察を含むものではあるけれども——必ずしも本章のタイトルとびったり一致する内容とはなっていない。ヒュームにおける「シヴィック的伝統」の強調はかなり説得的であるが(147-8)、そもそも本章がその前後諸章とどのような関係にあるのか、明快な説明がほしいところである。

次に、第Ⅱ部を構成する三つの章の紹介に移ろう。

まず、第5章「限嗣封土権論争——ダリンプルとケイムズ卿」では、その標題にあるように、1760年代中葉にスコットランド啓蒙思想の争点となった「限嗣封土権」問題が扱われる。貴族の所領の譲渡を規制する「限嗣封土権」は、スコットランドでは17世紀末に制度化され、「合邦」後も強化される傾向にあった。(185-7) ケイムズは、この制度が土地改良や商業の発展を妨げるばかりではなく(191)、中小地主(ジェントリー)層の形成を阻止することによって「権力の不均衡」(193)をもたらしとの立場から、「改革」論を展開する。これに対して、「限嗣封土権」を廃止すれば、土地の商品化が激化し、地主貴族階級が没落するとして、この制度の「擁護」論を展開したのがダリンプルである。(203, 210) もっともダリンプルの「擁護」論は、封建的反動の思想ではなく、したがって「限嗣封土権」論争は、あくまでスコットランド啓蒙内部での対立にすぎない。

本章は著者の力量が遺憾無く発揮された佳作であり、本書全体に重厚感といったものを持たせている。

これに対して「ルソーの衝撃と商業文明への懐疑」と題された第6章は、スコットランド啓蒙へのルソーの思想的影響を論じたリー論文の批評という形式をとっていることもあって、論点の追求と論証の徹底という点で、他の諸章との完成度の差が気になるところである。「ルソー問題」の重要性を否定するつもりはないが、本章を収録するとすれば、「補論」として扱ったほうが書物全体の統一性という点ではベターではなかったか。

最後に、第7章「アメリカ問題と国制のアンバランス」について触れておこう。スコットランドの啓蒙知識人は、「アメリカ問題」にたいして植民地サイドに「批判的な立

場から」発言し、アメリカ植民地に同情的なヒュームやスミスの立場はむしろ例外であった。(269)本章の中心はヒュームであり、対米強硬派を批判する立場から、アメリカの「分離」容認へといたるヒュームの見解についての周回なサーヴェイが、ここで試みられている。だが、「アメリカ問題」についての対立の構図が「大ブリテン」対「アメリカ」に収斂し、したがって、著者のいうように、「スコットランド啓蒙におけるアメリカ問題は、スコットランドに固有の問題として存在したわけではない」(同)とすれば、なぜ「アメリカ問題」をもって本書は閉じられるのであろうか。これについてはおそらく次のように言うことができるであろう。すなわち「スコットランド人(が)論争の前面には出ていかなかった」(296)のは、この「アメリカ問題」を契機として、スコットランド啓蒙思想が自らの批判精神を喪失し、衰退への道を歩み始めていたことを意味するからである、と。

III

著者の基本モチーフは、本書のサブ・タイトル——「文明社会と国制」——に示されている通りであるが、以上の簡単な紹介からも示唆されるように、各諸章のロジックの進め方にはJ. ポーコックの思想史的影響が認められる。ポーコックの関心は広く近代西洋政治思想史の全般におよぶが、彼の提唱する「シヴィック・ヒューマニズム」のパラダイムはスコットランド啓蒙思想研究においても「適用」され、その有効性が実証されつつある。I. ホントとM. イグナティエフ編集の論文集『富と徳—スコットランド啓蒙における経済学の形成』(1983年)やジャーとロバートソンの前掲書は、このポーコックの強い影響下で生み出された最大の成果である。ポーコックによれば、スコットランド啓蒙思想は、いわゆる「合邦」問題を歴史的契機としつつ、大陸自然法学とシヴィック・ヒューマニズムの二つの伝統の緊張関係のなかで成立する。本書成立の契機として「ポーコックの著作との出会いが決定的に大きい」(iii)という点は著者自らが語るところであるが、著者は、本書において、このポーコック・テーゼを自覚的に適用し、スコットランド啓蒙思想のよりヴィヴィッドな把握に成功しているといっただけであろう。

だが、著者には、わが国におけるこの分野の牽引者として、より多くのものが要求されている。この様な立場から本書を概観すれば、次のような問題点が指摘されよう。

まず第一に、本書のタイトルが『スコットランド啓蒙思想史研究』となっている以上、

読者が、この領域に関するある程度のまとまりのある通史を期待するのは当然である。この点からすると、第Ⅰ部（1707-1760年）にたいして第Ⅱ部（1760-1776年）の時期がかなり限定されている点は全体のバランスとして気になるところであるし、また1776年以降世紀転換期に至る時代が考察の範囲から除外されていることは、後半部分にパワー不足を感じさせる結果となっている。著者にはすでに既発表のJ. ミラー論や「スコットランドにおけるフランス革命の一端」という興味深い論文がある。紙数の制約もあるかもしれないが、これらの論稿を利用しつつ、「啓蒙」解体期の空白をうめる工夫をすれば本書はより完成されたものとなったであろう。これが率直な感想である。

第二に、著者は、「新しい学としての経済学の成立」について、「はしがき」では「合邦の成果を享受して育った……新しい世代の前望的な、比較的楽天的なコミットメントの産物としてとらえるべきではないか」という「展望」を語っているに、167頁の注(3)では、「経済学はスコットランドの経験をふまえていたとしてもスコットランドとスコットランド啓蒙の文脈で成立するのではない」と断じている。慎重だが、このアンヴィパレントな著者の説明を、どのように理解したらよいのであろうか。『経済学原理』（J. スチュアート）と『国富論』（A. スミス）——この経済学の二大体系がスコットランド人の手によって（のみ）生み出されたのは単なる偶然であらうか。いずれにせよ、この問題については第4章においてより立ち入った考察と説明が必要であったであろう。

第三に、これまた「はしがき」のなかで、著者は、昨今におけるスコットランド啓蒙研究隆盛の背景について、それは「地域主義の潮流の一つの現れであらうか。超近代を目指して加速する現代社会に生きる人々のノスタルジーの表出なのであらうか」と自問し、「研究者の関心を引きつけているその理由は様々であらう」(i)と結んでいる。しかし、読者が期待しているのは、著者自身が何故このテーマ（スコットランド啓蒙思想）を選んだのか、またこのテーマを研究することの現代的意義とは何かである。これに答えることが思想史家の使命だとすれば、この「はしがき」の回答はあまりに禁欲的にすぎるように思われる。

最後に、書物全体の仕上がりの点では、著者らしからぬ生硬な表現や単純な誤植が散見されるが、これは、おそらく著者に与えられた時間がかなり切迫していたという状況によるものであろう。ただ一点だけ指摘すれば、159頁4行目の『庶民の土地が減少した』は『増加した』の誤りであろう。内容の理解に関わる箇所なので訂正されたい。

スコットランド啓蒙研究は近年ますます活況を呈し、著者が手掛けたフランス啓蒙思想との交流関係や、「建国期アメリカとスコットランド啓蒙」といった新しい視角からの研究も開始されている。こうしたやや論点の拡散傾向もみられる状況のなかで、海外の研究と比べて遜色のない、それでいて「スコットランド啓蒙の総体」に肉薄する著作を単独でまとめあげた著者の力量に心から敬意を表する次第である。本書における著者の最大の功績は、スコットランド啓蒙思想研究にたいする「シヴック・ヒューマニズム・パラダイム」の適用可能性を十分に論証してみせた点にあるといえよう。この意味で、論文集『富と徳』の翻訳（水田洋・杉山忠平監訳）の刊行と相前後して、本書が出版されたことは、偶然とはいえ象徴的であり、今後のわが国の研究の進展に大きく寄与することは疑いえない。